

障害者スポーツ指導等技術向上事業助成金交付要綱細則

(目的)

第1条 この細則は、障害者スポーツ指導等技術向上事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、必要な事項を定める。

(対象団体等)

第2条 要綱第3条第2項の規定に基づき協会長が別に定める団体とは、次に掲げる団体をいう。

(公財)岡山県身体障害者福祉連合会、(福)岡山県視覚障害者協会、(公社)岡山県聴覚障害者福祉協会、岡山県知的障害者福祉協会、(一社)岡山県精神保健福祉協会

附 則

この取り扱いは、平成28年4月1日から適用する。